教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書

文部科学省は、一昨年11月26日、中央教育審議会に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法のありかた」を審議するよう諮問した。

1947年3月に教育基本法が制定されて以来、公的な機関で見直しが論議されるのは、戦後初めてのことであり、昨年11月14日には、中央教育審議会で中間報告がまとめられ、春には最終答申、さらに通常国会に同法見直しの法案が提出される予定であると聞く。

教育基本法は、憲法中の条章に組み入れられてもよいほどに重要な教育の 理念・目的とそのあり方を規定するものである。

内容的にも、日本国憲法の理念の実現は「教育の力」にまつべきものとし、 その実現のために、平和で民主的な方向への教育の理念・目的を基本として 掲げており、また人間の尊厳を尊重する民主主義の原理を、教育を通じて国 民に徹底しようとするものであるから、文字通りの基本法であり、他の教育 に関する法令のすべてが教育基本法に基づいて制定されている。

第一条において、教育の目的を「人格の完成」とし、第三条において「教育の機会均等」、第四条では「義務教育」を定め、第十条において、「教育が不当な支配に服することなく」と教育の自主性、自律性をうたっており、教育が不当な支配に屈することを戒めている。

戦後、さまざまな問題を抱えながらも、国民・教育行政は、その理念を実現すべく不断の努力を積み重ねてきた。現在の少年事件に見られるように、問題行動、不登校、学級崩壊等の課題の克服は、教育基本法を改定することで解決するものでなく、国民・教育行政が共同でその理念を実現する取り組みをすすめることで、同法のいう理想の実現に向かうものである。

今求められているのは、教育基本法の目指す理念や内容を再確認し、これまでの教育施策を総点検することである。

よって、今必要なのは、教育基本法の改定ではなく、教育基本法の掲げる人間性に基本を置いた理念の実現である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月27日 沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣